

いわき市（自主的避難等対象区域）から避難した申立人ら（夫婦、子4名）のうち、妻について、避難先で原発事故時0歳、1歳、3歳及び5歳と低年齢の子4名の世話をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第3記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害を10万円増額することが認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 平成23年分（中間指針第五次追補第3）

ア 申立人X1

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (ア) 精神的損害 | 金100,000円 |
| (平成23年3月11日から同年12月末日まで) | |
| (イ) 生活費増加費用及び移動費用 | 金100,000円 |
| (平成23年3月11日から同年12月末日まで) | |

イ 申立人X2

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (ア) 精神的損害 | 金200,000円 |
| (平成23年3月11日から同年12月末日まで) | |
| (イ) 生活費増加費用及び移動費用 | 金100,000円 |
| (平成23年3月11日から同年12月末日まで) | |

(2) 平成24年分から平成25年分まで

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ア 避難費用（交通費） | 金4,000円 |
| (平成24年1月1日から平成25年4月30日まで) | |
| イ 避難費用（住居費） | 金928,000円 |
| (平成24年1月1日から平成25年4月30日まで) | |
| ウ 避難費用（引越費用） | 金10,000円 |
| (平成25年4月30日) | |
| エ 避難雑費 | 金1,280,000円 |
| (平成24年1月1日から平成25年4月30日まで) | |

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに

対し、合計金2,722,000円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補等に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金240,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月20日

(仲介委員 清水 貴行)